

○東京都都市整備局関係手数料条例

平成一二年三月三十一日

条例第七七号

(通則)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。)第二百二十七条の規定により東京都が徴収する手数料のうち、都市整備局が所管する事務に関する手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料を徴収する事務等)

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

第三条 削除

(指定登録機関等が行う二級建築士又は木造建築士名簿の登録等に係る手数料)

第四条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下この条において「法」という。)第十条の二十一第二項の規定により、法第十条の二十に規定する指定登録機関(以下この条において単に「指定登録機関」という。)が行う、二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は別表一の部第六の款一の項又は二の項に規定する手数料と同一の額を、二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書(以下この条において「免許証明書」という。)の書換え交付を受けようとする者は同款三の項に規定する手数料と同一の額を、免許証明書の再交付を受けようとする者は同款四の項に規定する手数料と同一の額を、法第六条第一項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録されていることの証明を受けようとする者は同款五の項に規定する手数料と同一の額を当該指定登録機関に納めなければならない。

2 法第十六条第三項の規定により、法第十五条の六に規定する指定試験機関(以下この条において単に「指定試験機関」という。)が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、別表一の部第六の款六の項に規定する手数料と同一の額を当該指定試験機関に納めなければならない。

3 法第二十六条の四第二項の規定により、法第二十六条の三に規定する指定事務所登録機関(以下この条において単に「指定事務所登録機関」という。)が行う、建築士事務所の登録を受けようとする者は別表一の部第六の款七の項に規定する手数料と同一の額を、法第二十三条の三第一項の一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿又は木造建築士事務所登録簿に登録されていることの証明を受けようとする者は同款八の項に規定する手数料と同一の額を当該指定事務所登録機関に納めなければならない。

4 前三項の規定により指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の収入とする。

(手数料の減免)

第五条 手数料(前条の手数料を除く。次条から第八条までにおいて同じ。)は、国若しくは自治法第一条の三に規定する地方公共団体又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第六条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(徴収の猶予)

第七条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料の徴収を猶予することができる。

(過料)

第八条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

別表(第二条関係)

事務	名称及び額	徴収時期
<p>第十二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)に基づく事務</p> <p>一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画(以下この款において「長期優良住宅建築等計画等」という。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</p> <p>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(一)の(1)の(イ)又は(2)の(イ)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(二)の(1)の(イ)又は(2)の(イ)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同款一の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)</p> <p>(一) 住宅を新築しようとする場合 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(イ) 百平方メートル以内のもの 七千百円</p>	<p>認定申請のとき。</p>

事務	名称及び額	徴収時期
	<p>(ロ) 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 一万三千円</p> <p>(ハ) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 二万二千元</p> <p>(ニ) 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 三万二千元</p> <p>(ホ) 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 五万七千元</p> <p>(ヘ) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 九万四千元</p> <p>(ト) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 十六万一千円</p> <p>(チ) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 十九万円</p> <p>(リ) 三万平方メートルを超えるもの 二十万三千円</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>(イ) 百平方メートル以内のもの 五万二千元</p> <p>(ロ) 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 十二万二千元</p> <p>(ハ) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 十九万六千元</p> <p>(ニ) 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 三十八万六千元</p> <p>(ホ) 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 六十九万一千円</p> <p>(ヘ) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 百十八万八千元</p> <p>(ト) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 二百十九万八千元</p> <p>(チ) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 三百十四万円</p> <p>(リ) 三万平方メートルを超えるもの 三百八十四万七千元</p> <p>(二) 住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに当</p>	

事務	名称及び額	徴収時期
	<p>該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて(一)の(1)に規定する書類が提出された場合</p> <p>(イ) 百平方メートル以内のもの 一万円</p> <p>(ロ) 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 一万九千円</p> <p>(ハ) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 三万三千円</p> <p>(ニ) 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 四万七千円</p> <p>(ホ) 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 八万五千円</p> <p>(ヘ) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十四万円</p> <p>(ト) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 二十四万二千元</p> <p>(チ) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 二十八万四千元</p> <p>(リ) 三万平方メートルを超えるもの 三十四万四千元</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>(イ) 百平方メートル以内のもの 七万八千元</p> <p>(ロ) 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 十八万三千元</p> <p>(ハ) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 二十九万三千元</p> <p>(ニ) 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 五十七万九千元</p> <p>(ホ) 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 百三万七千元</p> <p>(ヘ) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 百七十八万二千元</p> <p>(ト) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 三百二十九万六千元</p> <p>(チ) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 四百七十一万円</p>	

事務	名称及び額	徴収時期
<p>二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>(リ) 三万平方メートルを超えるもの 五百七十七万円</p> <p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</p> <p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料の額は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に二分の一を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、一の項(一)の(1)の(イ)から(リ)まで又は(2)の(イ)から(リ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、一の項(一)の(1)の(イ)又は(2)の(イ)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたものである場合においては、一の項(二)の(1)の(イ)から(リ)まで又は(2)の(イ)から(リ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、一の項(二)の(1)の(イ)又は(2)の(イ)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同款一の二の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項又は第三項の規定に基</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の当該計画の変更認定申請手数料 二千三百円</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

事務	名称及び額	徴収時期
<p>づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</p> <p>五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 二千三百円</p> <p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 十六万円</p>	<p>承認申請のとき。</p> <p>許可申請のとき。</p>